

川崎市メーデー補助金交付審査委員会設置要領

(設置)

第1条 川崎市メーデー補助金交付要綱第7条第2項の規定により、メーデー補助金の交付を審査するため川崎市メーデー補助金交付審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、経済労働局労働雇用部長を委員長とし、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 経済労働局産業政策部庶務課長
- (2) 経済労働局労働雇用部担当課長
- (3) 経済労働局産業政策部消費者行政センター室長
- (4) その他委員長が必要と認める者

(開催)

第3条 委員会は、委員長が主宰し、必要に応じ随時委員長が招集する。

2 委員長に事故があるときは、労働雇用部担当課長がその職務を代理する。

3 委員会において必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、申請内容について説明を聴くことができる。

(審査事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審査する。

- (1) メーデー補助金申請書の内容に関する事。
- (2) メーデー補助金の交付決定に関する事。
- (3) メーデー補助金の交付決定の取消及び補助金の返還に関する事。
- (4) その他メーデー補助金に関する事。

(審査基準)

第5条 前条の審査にあたっては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案し、判断するものとする。

- (1) 事業内容
- (2) 事業予算
- (3) 参加者数
- (4) その他

(庶務)

第6条 委員会の庶務は経済労働局労働雇用部において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成7年3月30日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和2年4月1日から施行する。